

湯川村国土強靱化地域計画



湯 川 村

【目次】

第1章	はじめに	
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置付け	1
3	計画期間	1
第2章	基本的な考え方	
1	基本目標	2
2	事前に備えるべき目標	2
3	強靱化を推進する上での基本的な方針	3
第3章	地域特性	
1	湯川村の地域特性	4
2	湯川村における主な自然災害リスク	5
第4章	脆弱性評価と強靱化の推進方針	
1	脆弱性評価	7
2	強靱化の推進方針の策定	9
3	脆弱性評価と推進方針の具体的内容	9
(1)	直接死を最大限防ぐ	10
(2)	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	17
(3)	必要不可欠な行政機能は確保する	25
(4)	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	27
(5)	経済活動を機能不全に陥らせない	32
(6)	ライフライン・燃料供給関連施設・交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	34
(7)	制御不能な複合災害・二次的災害を発生させない	40
(8)	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	45
第5章	計画の推進	
1	推進体制	50
2	進捗管理及び見直し	50

第1章 はじめに

1 計画策定の趣旨

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震とそれに伴う大津波による災害（以下「東日本大震災」という。）は、多くの人的被害及び建物被害に加え、道路などの基幹的な交通基盤の分断、農業用ダムの決壊、堤防や港湾施設の壊滅的被害など、産業・交通・生活基盤において、福島県内全域に甚大な被害をもたらした。

また、東京電力福島第一原子力発電所事故による災害（以下「原子力災害」という。）は、若い世代を中心とした福島県外への人口流出や福島県内全域のあらゆる産業に及ぶ風評を発生させるなど、福島県の基盤を根底から揺るがす事態を引き起こした。

こうした中、事前防災・減災と迅速な復旧・復興に資する施策の総合的、計画的な実施によって大規模自然災害等に備えることを目的として、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が制定され、国は、平成26年6月に基本法第10条の規定に基づく国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）を策定し、国土の全域にわたる強靱な国づくりを推進するための枠組みが整備された。また、福島県は、平成30年1月に「福島県国土強靱化地域計画」を策定した。

本村においても、東日本大震災から得た教訓を踏まえ、いかなる大規模自然災害等が発生しようとも、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに復旧・復興できるしなやかさ」を備えた強靱な地域社会を構築し、安全で安心な地域づくりを推進するための指針として、「湯川村国土強靱化地域計画」（以下「本計画」という。）を策定する。

2 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に進めるための指針として策定するものであり、国の「国土強靱化計画」、県の「福島県国土強靱化計画」と調和のとれた計画とすると同時に、「第5次湯川村振興計画」や「湯川村地域防災計画」をはじめとする様々な分野の計画等との調和を図りつつ、「強くしなやかな 地域づくり」という観点において各種計画等の指針として策定するものである。

3 計画期間

本計画が対象とする期間は、令和5年度から令和9年度の5年間とする。

なお、計画期間中においても、施策の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて柔軟に見直しを行うものとする。

第2章 基本的な考え方

1 基本目標

国の基本計画を踏まえ、本村における強靱化を推進する上での基本目標として、次の4項目を設定する。

いかなる大規模自然災害等が発生しようとも

- I 人命の保護が最大限図られること
- II 村及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- III 村民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- IV 迅速な復旧復興が図られること

2 事前に備えるべき目標

本計画の基本目標を達成するため、事前に備えるべき目標として、次の8項目を設定する。

- ①直接死を最大限防ぐ
- ②救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- ③必要不可欠な行政機能は確保する
- ④必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
- ⑤経済活動を機能不全に陥らせない
- ⑥ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- ⑦制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- ⑧社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

3 強靱化を推進する上での基本的な方針

国の基本計画及び県の地域計画を踏まえ、次の基本的な方針に基づき、本村における強靱化を推進する。

(1) 強靱化の取組姿勢

- 本村の強靱性を損なう本質的原因について、あらゆる側面から検討する。
- 短期的な視点によらず、長期的な視野を持って計画的に取り組む。
- 地域の特性を踏まえて地域間が相互に連携・補完し合うことにより、各地域の活力を高めつつ、湯川村全体の災害等に対する潜在力、抵抗力、回復力、適応力を強化する。

(2) 適切な施策の組み合わせ

- ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ効果的に施策を推進する。
- 国、県、村、村民及び民間事業者等が適切な相互連携と役割分担の下、「自助」・「共助」・「公助」の取り組みを推進し、地域防災力の向上に取り組む。
- 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫する。

(3) 効率的な施策の推進

- 既存の社会資本の有効活用、施設等の適切な維持管理、国や福島県の施策及び民間資金の活用等により、限られた財源において効率的に施策を推進する。

(4) 地域の特性に応じた施策の推進

- 人口減少や少子高齢化、産業・交通事情等、地域の特性や課題に応じ、高齢者、乳幼児、妊産婦、傷病者、障がい者及び外国人等に配慮した施策を講じる。
- 人のつながりやコミュニティ機能を向上するとともに、地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努める。
- 自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮する。

第3章 地域特性

1 湯川村の地域特性

(1) 位置・地勢・気候

本村は会津盆地の中央に位置し、東経139度53分、北緯37度34分で、東西約4.2km、南北約4.8kmとほぼ長方形の地形を有し、面積は16.37km²であり、県内で1番小さく、山一つない平坦地である。北は喜多方市（旧塩川町）、西は会津坂下町、東・南は会津若松市（東は旧河東町）に接し、会津の主要市町との距離は、会津若松市、喜多方市、会津美里町へそれぞれ12kmとなっている。

地勢は、海拔170m～180mに位置し、河川は、会津盆地の東南隅より北流する旧湯川と瀬川が村の北部で合流した後、村の北西部で猪苗代湖より西流する日橋川と合流し、南会津東部より北流する阿賀川（大川）が、村の北西部で日橋川と合流して西へ流れ、これらの河川はすべて阿賀野川水系となって越後平野に注いでいる。

気候は、東日本型内陸性気候で盆地特有の影響を受け、冬は早くから雪が降り、寒気も相当厳しいが、夏になると急に気温が上昇して高温となり、日較差がかなり大きい。また、春と秋の季節が比較的短いのも特徴のひとつである。

(2) 人口

令和2年の国勢調査結果によると、村の総人口は3,081人となっている。

総人口は、昭和22年の5,759人をピークに減少し、昭和50年以降、一旦落ち着いたものの、平成7年を境に人口減少が進んでいる。

年齢別構成の推移をみると、令和2年では、15歳未満の年少人口比率が13.7%（福島県11.3%、全国11.9%）、15歳以上65歳未満の生産年齢人口比率が51.7%（福島県57.0%、全国59.5%）、65歳以上の高齢者比率は34.6%（福島県平均31.7%、全国平均28.6%）となっている。

(3) 社会基盤

村内には、国道49号、121号の主要国道が2本走り、その国道を補完するように主要県道3路線が東西南北に通じ、周辺市町村と連絡している。また、地域高規格道路の会津縦貫北道路が村の東部を南北に縦断し、村内に2ヵ所（湯川北IC、湯川南IC）のインターチェンジが設置され、磐越自動車道の会津若松インターチェンジにもさらにアクセスしやすくなり、広域交通体系の要衝となっている。

鉄道は、会津若松市と新潟県新潟市（新津駅）を結ぶJR磐越西線が走っており、駅は笈川駅が1ヶ所あり、主に高校生等の通学に利用されている。

生活交通バスについては、会津若松市と本村を結ぶ笈川線、会津若松市と会津坂

下町を結ぶ若松・坂下線、会津若松市と喜多方市を結ぶ塩川・喜多方線の3本が通っており、高齢者や学生等の交通弱者にとっては必要な交通手段となっている。

産業は、第1次産業では肥沃な耕地で水稻栽培が行われ、農業を基幹産業として発展してきた。第2次産業は浜崎工業団地を中心とした製造業である。第3次産業は小規模事業者と道の駅あいづ湯川・会津坂下を中心とした商業である。就業構成比率は第1次産業が23%で減少傾向にあり、第2次産業が24.3%で概ね横ばい、第3次産業は52.7%で増加傾向となっている。

2 湯川村における主な自然災害リスク

(1) 地震災害

本村には、会津盆地西縁断層帯及び会津盆地東縁断層帯という顕著な活断層が認められ、内陸直下型地震が発生するリスクが存在する。

また、福島県沖は太平洋プレートの沈み込み部となっており、プレート活動に起因する海溝型地震の発生頻度が比較的高い地域である。

当村における大きな災害をもたらした地震としては、1611年（慶長16年）の会津大地震（M6.9）があり、神社仏寺の堂倒壊、大破多く、家屋も多く潰れ大破した。また、1964年（昭和39年）6月16日発生の新潟地震（M7.5）は、本村でも震度5の中震となり、家屋、道路、橋梁、農業施設等に甚大な被害をもたらし、特に家屋においては、全壊が2棟、半壊が5棟、部分壊が471棟の甚大な被害が発生した。

2011年（平成23年）3月11日14時46分、三陸沖を震源としたモーメントマグニチュード9.0という国内観測史上最大の地震（東日本大震災）により、本村では震度5強を記録し、家屋、土蔵などの半壊・一部破損が180件以上の多大な被害となった。

また、福島第一原子力発電所事故に起因する風評被害等を受ける事態となった。

(2) 風水害

本村を流れる河川は、阿賀野川水系の阿賀川、日橋川、旧湯川、せせなぎ川など一級河川である。過去、自然災害による被害をもたらした河川については、河川改修や築堤、護岸工事等の施工により災害発生の危険性は少なくなったものの、上流での降雨状況やダムでの放流量により河川の水位が大きく変化する。また、村の北部においては用水路等の流末を日橋川に注ぎ込み、水門を以て管理しているため、日橋川の増水に伴い水門を閉門することにより内水氾濫が発生することも想定され、ひとたび大雨による増水や氾濫が発生すれば大きな被害をもたらす恐れがある。

(3) 火山災害

福島県に位置する吾妻山、安達太良山、磐梯山は、近世の歴史にみられるように火山活動によって多くの被害をもたらしている。

火山噴火予知連絡会は、「火山防災のために監視・観測体制の充実等が必要な火山」として、全国で50火山を選定している。

本村は、磐梯山の火山災害警戒区域に該当しており、磐梯山が噴火した場合には、噴石や降灰が予想され、積雪期におけるマグマ噴火が発生した場合には、融雪型火山泥流が発生する危険性がある。

福島県の火山である吾妻山、安達太良山、那須岳とともに、仙台管区気象台地域火山監視・警報センター及び気象庁火山監視・警報センターで火山活動を24時間体制で常時観測・監視している。

(4) 雪害

本村は、豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）に基づく豪雪地帯に指定されている。

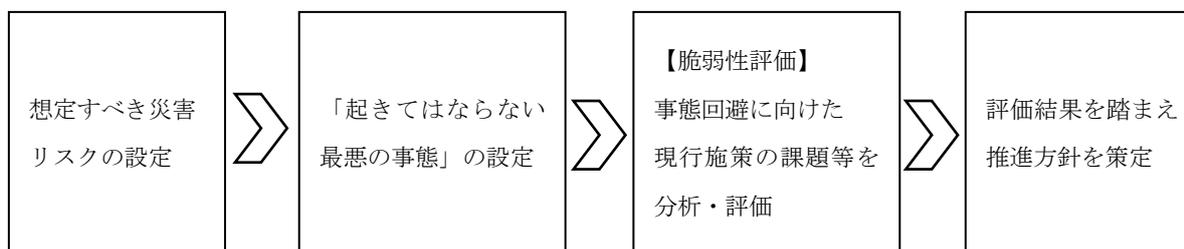
近年は、地球温暖化の影響で最深積雪量は減少傾向にあるが、短時間に降り積もる大雪の増加が懸念されている。雪害の発生を未然に防止し、また、雪害が発生した場合の被害軽減を図るため、対策を万全にする必要がある。

第4章 脆弱性評価と強靱化の推進方針

1 脆弱性評価

(1) 評価の枠組み及び手順

脆弱性の評価は、本村を大規模自然災害等に対し強くしなやかな地域にするため、本村が抱える課題・弱点（脆弱性）を洗い出し、現行施策について分析・評価するものであり、本村の強靱化に必要な施策の推進方針を策定するために必要不可欠なプロセスとして、次の枠組みにより実施した。



(ア) 本計画の対象とする災害リスク

本村は、様々な自然災害のリスクを抱えていることから、過去に村内で発生した自然災害による被害状況を鑑み、今後本村に甚大な被害をもたらす可能性がある大規模自然災害全般について、本計画において想定すべき災害リスクの対象とする。

(イ) 「起きてはならない最悪の事態」の設定

第2章で設定した8つの「事前に備えるべき目標」を妨げる事態として、国の基本計画及び福島県の地域計画を踏まえ、本村の地域特性や施策の重複などを勘案し、仮に起きたとすれば致命的な影響が生じるものと想定される26の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

事前に備えるべき目標 (8項目)		起きてはならない最悪の事態 (26項目)	
(1)	直接死を最大限防ぐ	1-1	地震等による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や火災による死傷者の発生
		1-2	異常気象等による広域かつ長期的な浸水による多数の死傷者の発生
		1-3	大規模な火山噴火等による多数の死傷者の発生
		1-4	暴風雪及び豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う死傷者の発生
(2)	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止と多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生
		2-2	医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による救助・救急活動及び、医療・福祉機能の麻痺

		2-3	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
		2-4	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
(3)	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
(4)	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
		4-2	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
(5)	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下、経済活動の停滞
		5-2	食料等の安定供給の停滞
		5-3	異常湧水等による用水の供給の途絶
(6)	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の停止
		6-2	上下水道等の長期間にわたる機能停止
		6-3	地域交通ネットワークが分断する事態
(7)	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	ため池、防災インフラ、天然ダム（河道閉塞）等の損壊・機能不全による二次災害の発生
		7-2	有害物質の大規模拡散・流出
		7-3	原子力発電所等からの放射性物質の放出及びそれに伴う被ばく
		7-4	農地の被害による荒廃
(8)	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2	復旧・復興を担う人材の不足等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-3	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
		8-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
		8-5	風評等による地域経済等への甚大な影響

(ウ) 施策分野の設定

「起きてはならない最悪の事態」を回避するための強靱化施策分野として、11項目の施策分野を設定した。

強靱化施策分野（11項目）	
1	行政機能／警察・消防等
2	住宅
3	保健医療・福祉
4	ライフライン・情報通信
5	経済・産業

6	交通・物流
7	農林水産
8	環境
9	土地保全・土地利用
10	リスクコミュニケーション
11	長寿命化対策

(エ) 評価の実施手順

「起きてはならない最悪の事態」ごとに関連する現行施策の取組状況や課題等を各部局等において分析するとともに、「起きてはならない最悪の事態」を回避するための部局横断的な施策群をプログラムとして整理し、プログラムごとに脆弱性の総合的な分析・評価を実施した。

2 強靱化の推進方針の策定

脆弱性評価の結果を踏まえ、「起きてはならない最悪の事態」を回避するために取り組むべき強靱化施策の推進方針について、「起きてはならない最悪の事態」（プログラム）ごとに策定した。

なお、本計画で設定した26の「起きてはならない最悪の事態」は、どの事態が発生した場合であっても、本村に致命的なダメージを与えるものであることから、プログラム単位での重点化や優先順位付けは行わず、全ての強靱化施策について推進を図るものとする。

3 脆弱性評価と推進方針の具体的内容

本村の強靱化施策の推進方針として策定した具体的内容は、次のとおりである。

(1) 直接死を最大限防ぐ

1-1 地震等による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や火災による死傷者の発生

①住宅・建築物の火災防止等

脆弱性評価	<p>○村営住宅への住宅用火災警報器設置については全戸設置済みであり、令和3年度に更新が完了したが、次期更新に向けた取り組みが必要である。</p> <p>○民間住宅の住宅用火災警報器設置については、適正設置や更新について啓発が必要である。</p>
推進方針	<p>●村営住宅の住宅用火災警報器の定期的（10年）な更新に取り組む。</p> <p>●民間住宅の住宅用火災警報器の適正設置や定期的（10年）な更新について、啓発普及活動に取り組む。</p>

②村有施設の改修等

脆弱性評価	<p>○大規模災害発生時においても、必要な行政機能を維持し、迅速かつ的確な災害対応を行うため、防災拠点となる公共施設について計画的な改修が必要であり、湯川村公共施設等総合管理計画及び公共施設個別管理計画に基づく計画的な改修により長寿命化を図る必要がある。</p> <p>○老朽化の著しい施設については、取壊し等の整理が必要である。</p>
推進方針	<p>●湯川村公共施設等総合管理計画及び公共施設個別施設計画に基づく計画的な改修により長寿命化を図っていく。</p> <p>●老朽化の著しい施設などを統廃合し、施設の整理に取り組む。</p>

③教育施設の改修等

脆弱性評価	<p>○学校等の教育施設は、地震などの災害発生時に児童・生徒の安全を確保するとともに、避難所としての使用が想定されることから、耐震化や天井等の落下防止対策、電気・給排水衛生設備等の適切な改修・維持管理を計画的に推進していく必要がある。</p> <p>○各小中学校における防災・防火教育の充実が必要である。</p>
推進方針	<p>●湯川村公共施設等総合管理計画及び公共施設個別施設計画に基づく計画的な改修により長寿命化を図っていく。</p> <p>●各小中学校における防災・防火教育の充実を図っていく。</p>
事業名称	○学校施設環境改善事業
交付金・補	○学校施設環境改善交付金

助 金 名 称	
---------	--

④社会福祉施設の耐震化等

脆弱性評価	<p>○社会福祉施設の利用者については、自ら避難することが困難な者も多いため、入所者の安全を確保すると共に、災害時にあっても福祉の提供を継続し、被災した患者の受入れや福祉避難場所としての機能を確保する必要があることから減災対策が求められている。</p> <p>○村内には医療機関がないため、災害時における近隣市町村の医療機関との連携を強化していく必要がある。</p>
推進方針	<p>●湯川村公共施設等総合管理計画及び公共施設個別施設計画に基づき、社会福祉施設の計画的な改修により長寿命化を図っていく。</p> <p>●村内には医療機関がないため、災害時における近隣市町村の医療機関との連携を強化していく。</p>

⑤公園施設の減災対策等

脆弱性評価	<p>○農村公園等各地域に設置されている公園があり、保守管理や修繕等の維持管理の推進に引き続き努めていく必要がある。</p> <p>○災害発生時の一時避難場所として指定している公園（運動広場）もあるが、十分な防災機能を有した公園は少ない。</p>
推進方針	<p>●湯川村公共施設等総合管理計画及び公共施設個別施設計画に基づく計画的な改修により長寿命化を図っていく。</p> <p>●公園施設等は、住民の憩いの場の提供やレクリエーションの活動場所などの機能を有しているほか、災害発生時には、一時避難場所としての防災機能を有することから、防災設備の充実を図り安全・安心に利用できる施設の整備に努める。</p>

⑥橋梁施設の改修等

脆弱性評価	<p>○湯川村橋梁長寿命化計画を策定し、平成26年度から令和4年度までの8年間で、村内全19橋の点検を行った結果、判定Ⅲ（早期措置段階）が3橋あり、計画的な修繕に取り組んでいく必要がある。（修繕済み4橋梁 判定Ⅲ3橋の内2橋をボックスガートに機能縮小）</p> <p>○修繕計画による長寿命化と、定期的な点検に引き続き取り組んでいく必要がある。</p>
推進方針	<p>●湯川村橋梁長寿命化計画に基づき、緊急性の高い橋梁から計画的に修繕に取り組む長寿命化の促進と定期的な点検により、安全かつ円滑な交通の維持を</p>

	図っていく。
事業名称	○橋梁長寿命化修繕事業
交付金・補助金名称	○道路メンテナンス事業補助

⑦空き家対策の推進

脆弱性評価	<p>○管理不全の空き家もあり、地震等により倒壊した場合に、負傷等の人的被害や避難路の遮断、火災発生の危険性が危惧される他、周辺環境の衛生、景観、防犯等にも影響を与える可能性がある。</p> <p>○湯川村空家解体事業補助金、湯川村空家改修事業補助金により支援しているが、除却が進まない現状である。</p> <p>○湯川村空家等対策計画に基づき、空き家の発生を予防するとともに、管理不全空き家の対策に引き続き取り組む必要がある。</p>
推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ●湯川村空家対策計画に基づき、空き家の発生予防や関係団体と連携した空き家の実態把握に取り組んでいく。 ●湯川村空家解体事業補助金、湯川村空家改修事業補助金による支援を推進し、空き家の適正管理を図っていく。 ●管理不全空き家については、所有者に適正な管理を依頼するとともに、空き家の有効活用等の対策に取り組んでいく。

⑧消防広域応援体制の強化

脆弱性評価	<p>○近隣市町村との消防相互応援協定や災害時相互応援協定により、大規模災害時の消火活動や災害物資の供給、人的支援について体制整備を図っており引き続き体制の強化や活動の具体化を促進していく必要がある。</p> <p>○大規模災害にも対応できるよう、多くの自治体や関係機関との多様な相互応援協定を締結する必要がある。</p> <p>○消防本部等との連絡通信手段として、ICTを活用した情報共有システムや消防無線等の整備を促進していく必要がある。</p> <p>○村防災訓練の実施による災害救助活動や消火活動での連携強化、村消防団幹部会議の開催による綿密な情報共有により、消防本部との協力体制強化を図っていく必要がある。</p>
推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ●協定締結に係る関係機関との更なる連携強化と活動の具体化を図ると共に、大規模災害にも対応できるよう、多くの自治体や関係機関との多様な相互応援協定の締結に取り組んでいく。 ●消防本部等との連絡通信手段として、ICTを活用した情報共有システムや消防

	<p>無線等の整備を促進していく。</p> <p>●村防災訓練の実施による災害救助活動や消火活動での連携強化、村消防団幹部会議の開催による綿密な情報共有により、消防本部との協力体制強化を図っていく。</p>
--	---

⑨消防団の充実・強化

脆弱性評価	<p>○消防団は、地域に密着した住民の安全・安心を守る地域防災の要となる存在であるが、人口の減少や高齢化、就業形態やライフスタイルの変化、地域の連帯意識の希薄化などの影響により、団員の減少及び高齢化が進んでいる。</p> <p>○消防団の機能強化のため、消防設備（消防車両、小型動力ポンプ、屯所、ICTを利用した通信システム等）及び消防団員装備品（雨衣、防寒着等）の充実を図っていく必要がある。また、ポンプ車及び小型動力ポンプ積載車の運転に必要な準中型免許取得の支援に取り組む必要がある。</p>
推進方針	<p>●団員の減少や高齢化が著しいことから、若い世代の団員の確保のため、団員の処遇改善等の対策を推進していく。また、消防職員や消防団を退職した者を対象とした機能別団員の導入検討に取り組む。</p> <p>●消防団の機能強化のため、消防設備（消防車両、小型動力ポンプ、屯所、ICTを利用した通信システム等）及び消防団員装備品（雨衣、防寒着等）の充実を図っていく。また、ポンプ車及び小型動力ポンプ積載車の運転に必要な準中型免許取得の支援に取り組む。</p>

1-2 異常気象等による広域かつ長期的な浸水による多数の死傷者の発生

①河川管理施設の整備等

脆弱性評価	○阿賀川及び日橋川において河道掘削や堤防の強化が行われており、引き続き関係機関（国・県等）との連携により事業の加速化を図っていく必要がある。
推進方針	●関係機関（国・県等）との連携強化により、計画的な河川改修や維持管理を推進していく。

②湛水防除施設の整備等

脆弱性評価	○河川の水位上昇により水門を閉門した際、雨水や各箇所からの用水等による内水氾濫の可能性がある。
推進方針	●内水氾濫の対策として、河川管理者（国・県）との情報共有と連携を強化するとともに、排水ポンプの設置を検討する。

③洪水対策体制の整備・洪水ハザードマップの更新

脆弱性評価	<p>○国による「避難勧告等に関するガイドライン」に沿った、湯川村地域防災計画の見直しが必要である。</p> <p>○各関係機関（国・県・流域市町村・東北電力等）が連携した洪水対策体制の整備を促進し、防災・減災対策の充実を図っていく必要がある。</p> <p>○洪水ハザードマップの継続的な見直しを行う必要がある。</p> <p>○湯川村住民以外の観光客等においても、円滑に避難できるよう、まるごとまちごとハザードマップの整備を検討する必要がある。</p>
推進方針	<p>●国による「避難勧告等に関するガイドライン」に沿った、湯川村地域防災計画の見直しに取り組んでいく。</p> <p>●各関係機関（国・県・流域市町村・東北電力等）が連携した洪水対策体制の整備を推進し、防災・減災対策の充実を図っていく。</p> <p>●洪水ハザードマップの継続的な見直しを行う。</p> <p>●村民以外の観光客等においても、円滑に避難できるよう、まるごとまちごとハザードマップの整備を検討する。</p>

1-3 大規模な火山噴火等による多数の死傷者の発生

①火山噴火に対する避難体制の整備

脆弱性評価	<p>○冬季に磐梯山が噴火（マグマ噴火）した場合、融雪型火山泥流が日橋川を流れて村の北西部から北部にかけて流れ込み、重大な損害を被ることが想定される。</p>
推進方針	<p>●多様な手段を用いた避難指示等の発令及び広報に努めるとともに、平時における避難経路の周知及び防災マップの配付により啓発を図る。</p>

1-4 暴風雪及び豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う死傷者の発生

①関係機関との雪害防止対策に係る情報共有及び連携体制の強化

脆弱性評価	<p>○国や県との情報共有を密にした連携により、重大事故や交通途絶が発生しないよう事前対策に取り組む必要がある。</p>
推進方針	<p>●国や県との情報共有を密にした連携強化を図り、重大事故や交通途絶が発生しないよう事前対策に取り組んでいく。</p>

②道路の防雪施設の整備

脆弱性評価	<p>○村道及び県委託による国県道の消雪設備の維持管理に引き継ぎ取り組む必要がある。(一部を近隣の村民へ委託しており、民間委託についても検討が進める必要がある。)</p> <p>○村道消雪施設については老朽化による不具合や、地下水量の変化に伴う揚水量不足等が発生しており、施設の修繕や更新には多大な予算も伴うため、計画的な改修が必要である。国県道の消雪施設についても同様であり、要望活動等により県と連携し事業に取り組む必要がある。</p> <p>○新たに県道から村道へ移管される区間で、県が整備した消雪施設が水利等の問題により十分な機能を果たせていない箇所があるため、対応が必要とされている。</p>
推進方針	<p>○安全で円滑な道路環境を確保するため、村道における散水・無散水消雪施設の新設や、老朽化した施設の改修に計画的に取り組んでいく。また、国県道については、関係機関との連携を強化し、施設の新設や改修に取り組んでいく。</p>

③道路の除雪体制等の確保

脆弱性評価	<p>○除雪作業員を雇用し村道及び県道(県からの委託路線)の除雪を行い安全で円滑な道路環境の確保に取り組む必要がある。</p> <p>○近年の異常気象により爆弾低気圧に伴う豪雪となる状況が多発しており、早朝除雪も一部区間で遅れが発生してしまうこともあるため、体制強化の必要がある。</p> <p>○除雪作業員の高齢化等により、担い手不足が懸念されている。また、民間団体や企業への委託の検討も必要となってきた。</p> <p>○除雪機械の計画的な更新により、除雪体制の維持強化に取り組む必要がある。</p>
推進方針	<p>●安全で円滑な道路環境の確保のため、除雪作業員の確保等の除雪体制の強化に取り組む。</p> <p>●除雪作業員の高齢化により、担い手不足が懸念されるが、冬期間の雇用創出の観点からも若者の作業員の確保に努め、技能の伝承を図り、安全で円滑な道路環境の確保を推進していく。</p> <p>●著しく担い手が不足する場合は、民間団体や企業への委託について検討を進める。</p> <p>●除雪機械や設備については、計画的な更新と、健全な維持管理により、除雪体制の維持強化を図っていく。</p>
事業名称	○除雪機械購入
交付金・補	○社会資本整備総合交付金

助 金 名 称	○防災・安全交付金
---------	-----------

④雪害及び雪下ろし事故防止等の注意喚起

脆弱性評価	<p>○雪害や除雪による事故防止のため、気象情報等を注視し、適宜防災行政無線等で除雪作業についての注意喚起に取り組む必要がある。</p> <p>○大雪により、防災行政無線等の通信手段が遮断されないよう、情報伝達手段の多重化を図る必要がある。</p>
推 進 方 針	<p>●引き続き、事故防止のため除雪作業に係る注意喚起に取り組んでいく。</p> <p>●大雪により、防災行政無線等の通信手段が遮断されないよう、情報伝達手段の多重化を図っていく。</p>

(2) 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止と多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生

① 応急給水体制の整備

脆弱性評価	○災害時において、食料品及び飲料水は貴重であるため、非常食・飲料水の備蓄に取り組む必要がある。また、分散管理によるリスクの分散化や、消費期限前の更新に取り組む必要がある。
推進方針	●非常食や飲料水、給水パックなどの備蓄品の整備を促進していく。また、各避難所で分散管理することにより、リスクの分散化を図るとともに、消費期限前の更新に継続的に取り組んでいく。

② 上水道施設の防災・減災対策

脆弱性評価	○大規模災害が発生した場合でも、水道の給水機能を発揮できるよう施設の維持管理・修繕改良により、水道の基盤強化と適切な管理に取り組む必要がある。 ○災害時にゆるぎない水道事業を展開するためにも他市町村及び関係機関・水道事業者と水道事業継続のための組織づくりをしていく必要がある。
推進方針	●大規模災害が発生した場合でも、水道による給水機能を確保するため、将来的な水需要等を踏まえた水道施設の耐震化や改良・更新による、適切な維持管理を計画的に推進していく。 ●災害時水道機能を維持するために、他市町村及び関係機関、近隣関係事業者との協力体制の構築に努める。
事業名称	○下水道施設耐水化事業
交付金・補助金名称	○防災・安全交付金

③ 物資供給体制の充実・強化

脆弱性評価	○大規模自然災害等の発生時において、被災地で必要となる食料や燃料、生活必需品等の物資供給のため、物資等の調達や緊急輸送に関する災害時応援協定を関係団体・事業者と締結し、協定に基づく対応訓練の実施等に取り組む必要がある ○災害時に必要とされる物資と支援物資のミスマッチが懸念されることから、
-------	---

	被災者が求める支援物資の把握や受け入れ及び配付に関するマニュアル等の作成に取り組む必要がある。
推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ●災害時応援協定の締結や協定締結団体との連携強化を図り物資供給体制の充実強化を図る。 ●被災者が求める支援物資の把握や受け入れ及び配付に関するマニュアル等の作成に取り組む。

④非常用物資の備蓄

脆弱性評価	<ul style="list-style-type: none"> ○災害発生時において、被災者に対する食料や飲料水等を確保するため、備蓄品を整備し毎年定期的な更新に取り組む必要がある。 ○備蓄倉庫は3棟整備されているが小規模であるため、一定の規模及び機能を備えた備蓄倉庫の整備を検討する必要がある。 ○新たな災害時の物資供給協定の締結により、多方面からの物資供給に努める必要がある。 ○自助の精神に基づき、家庭における一人3日分以上の食料等の備蓄促進を図る必要がある。
推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ●食料・飲料水、毛布等の備蓄品について、毎年定期的な更新に取り組み、安心して避難生活が送れるよう様々な備蓄品の整備を図る。 ●新たな災害時の物資供給協定の締結を推進し、多方面からの物資供給体制の構築を図る。 ●家庭における一人3日分以上の食料等の備蓄促進を図るための啓発に取り組む。

⑤大規模災害等における広域応援体制の充実・強化

脆弱性評価	<ul style="list-style-type: none"> ○大規模災害等が発生し、単独では十分な応急措置が実施できない場合に備え、近隣町村等との相互応援協定や広域応援協定等を締結し、人的・物的支援についての広域応援体制の整備促進が必要である。 ○大規模災害時の応援要請や職員派遣の円滑な対応を行うため、受援計画や地域防災計画の見直しに取り組んでいく必要がある。
推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ●近隣市町村等との相互応援協定や広域応援協定等を締結し、人的・物的支援についての広域応援体制の整備促進に取り組む。 ●応援要請や職員派遣の円滑な対応を行うため、受援計画や地域防災計画の見直しに取り組んでいく。

⑥緊急輸送道路の防災・減災対策

脆弱性評価	<p>○湯川村地域防災計画において、国道49号（会津若松市境～会津坂下町境）、国道121号（会津若松市（旧河東町）境～喜多方市（旧塩川町）境）、主要地方道会津坂下河東線（国道49号～会津若松市（旧河東町）境）、県道浜崎高野会津若松線（会津若松市境～喜多方市（旧塩川町）境）、県道熊ノ目浜崎線（会津坂下河東線～浜崎高野会津若松線）、村道浜崎高瀬笈川線（浜崎高野会津若松線（浜崎）～浜崎高野会津若松線（笈川））、村道笈川・堂畑西線（浜崎高野会津若松線～会津坂下塩川線）、村道勝常・王領線（熊ノ目浜崎線～会津若松市（旧河東町）境）、村道亀ヶ代中ノ目線（会津坂下河東線～国道49号線）、村道長瀨中線（湯川駐在所前～湯川村デイサービスセンター前）、村道長瀨南線（湯川村役場前～会津よつば農業協同組合湯川支店前）を緊急輸送路として指定している。国道及び県道については、二車線道路で幅員も確保されているが、主要地方道や県道では凍結によるスリップ事故の発生や、降雪によるスタックが発生している箇所があるため改善が求められている。村道については、一部区間で狭隘な箇所があり、緊急時の通行に支障をきたす恐れがあり改善が求められている。その他、重要な生活路線については随時、改良修繕の施工検討を進める必要がある。</p>
推進方針	<p>●国道及び県道については、今後も国県と連携し災害に強い道路の整備と事業の加速化を図っていく。村道については、地形や建築物等により道路の拡幅が難しいため、消雪施設・安全施設等の維持管理を中心に通行の安全安心の確保に取り組んでいく。その他、重要な生活路線については随時、改良修繕の施工検討を進めていく。</p>

⑦迂回路となり得る農道の整備

脆弱性評価	<p>○農道は、大規模災害の発生時において、基幹交通の寸断に伴う輸送機能の停止や孤立集落の発生を回避するための代替輸送路・迂回路としての役割が期待できることから、引き続き、防災・減災の観点からも必要な農道について計画的に整備していく必要がある。</p> <p>○農作業の利便性向上、農産物流通の効率化、生活環境の向上等を図るため、計画的な農道の整備に取り組む。</p>
推進方針	<p>●災害時の代替輸送路・迂回路としての役割が期待できるため、計画的な農道の整備を促進する。</p>

⑧「道の駅」の防災拠点としての利活用

脆弱性評価	<p>○道の駅は駐車場やトイレ等が整備され、主要道に接続されており地理的認知</p>
-------	--

	度が高いことから、救援物資等の運搬拠点や防災関係機関の活動拠点、広域避難における中継・休息施設など、円滑な災害対応が期待されるため、道の駅の防災拠点としての利活用を推進していく必要がある。
推進方針	●防災拠点として水防資機材や食料を備蓄する他、避難施設としての利活用を推進する。

⑨消防防災ヘリの円滑な運行確保

脆弱性評価	○消防防災ヘリの安全かつ円滑な運航を確保するため、ヘリ臨時離着陸場（運動公園やグラウンド）の維持管理に取り組む必要がある。
推進方針	●消防防災ヘリの安全かつ円滑な運航を確保するため、ヘリ臨時離着陸場（運動公園やグラウンド）の維持管理に取り組んでいく。

2-2 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による救助・救急活動及び、医療・福祉機能の麻痺

①緊急車両等に供給する燃料の確保

脆弱性評価	○大規模自然災害等の発生時において、緊急車両や防災拠点施設等で必要となる燃料の供給を確保する必要がある、今後燃料等の供給に関する災害時応援協定の締結を進める必要がある。
推進方針	●緊急車両や防災拠点施設等で必要となる燃料の供給を確保するため、燃料等の供給に関する災害時応援協定の締結に取り組んでいく。

②災害時要援護者の把握と要支援者の支援

脆弱性評価	○避難行動要支援者名簿を作成しており、支援者への名簿提供の同意の対策や個別避難計画の作成が必要である。 ○村防災訓練を通して、行政区長や民生委員、消防団員等と連携した避難訓練を実施していく必要がある。
推進方針	●避難行動要支援者の名簿整理と、支援者への名簿提供の同意について対策を検討し、行政区や消防団、民生委員などとの連携した体制整備を図り、要支援者一人ひとりの避難計画（個別避難計画）の作成に取り組んでいく。 ●個別避難計画に基づいた避難訓練等の実施に取り組む。

③災害時医療薬品等の備蓄・供給体制の維持

脆弱性評価	○災害発生直後は、他の地域からの供給が期待できず、緊急性の点で「外傷等用
-------	--------------------------------------

	医薬品の優先度が高いと考えられ、その後については、高血圧や糖尿病等の「慢性疾患治療薬」の不足が考えられるため、幅広い種類の医薬品を速やかに供給できる体制を確保する必要がある。
推進方針	●「外傷等用医薬品」及び「慢性疾患治療薬」について、必要な備蓄について検討し、医薬品卸業者等と災害時の医薬品等の供給体制について確認を行い、医薬品の供給を速やかに行えるような体制の確保に取り組む。

④災害時医療・福祉人材の確保

脆弱性評価	○大規模な災害が発生した場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、村や県の機関だけでは十分に対応できないことが予想されるため、医療、看護の専門職や高齢者介護の経験を持つボランティア等の協力が必要である。
推進方針	●村社会福祉協議会等の関係機関と連携を図り、専門的な知識、技能を持つボランティアの把握に努める。

⑤医療機関における情報通信手段の確保

脆弱性評価	○医療機関において、災害時における被災者の状況の確認、他医療機関との連携のために、複数の非常用通信手段の確保について検討が必要である。
推進方針	●災害時において、診療所等がなく、近隣の他医療機関との連携が重要となるため、非常用通信手段の確保について検討する。

2-3 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

①感染症予防措置の推進

脆弱性評価	○災害時において、感染症等がまん延する事態を防ぐためには、避難所等における手洗い・手指消毒の励行、マスクの着用、咳エチケットの徹底、トイレやゴミ保管場所等の適正な衛生管理などの感染症予防対策の実施が必要である。 ○日頃からの感染症予防措置の推進が必要であり、定期予防接種の接種勧奨や感染症に関する情報収集を行い広報等での周知に取り組む必要がある。
推進方針	●避難所における感染症予防対策について周知徹底を図る。また、マスクや消毒液等の衛生用品の備蓄に計画的に取り組んでいく。 ●平常時から予防接種や感染症に関する情報提供、検査実施体制の整備、感染症に関する正しい知識や予防策についての普及啓発などに取り組み、感染症予防措置を推進していく。

②下水道業務継続計画（BCP）の策定・推進

脆弱性評価	○東日本大震災以降、下水道業務が滞らないように「湯川村下水道業務継続計画」を策定しており、随時、現状に合わせた見直しを行っていく必要がある。
推進方針	●湯川村下水道業務継続計画は策定に基づく訓練等を充実させ対応従事者のレベルアップに努める。また、現状に合わせて随時見直しを行っていく。

③下水道施設の維持管理

脆弱性評価	○経年劣化により突発的な故障が増えてきており、電気設備等の大規模改修等も控えているため、湯川村下水道ストックマネジメント計画を適宜見直し、計画的な施設修繕が必要である。
推進方針	●湯川村下水道ストックマネジメント計画等を適宜見直し、社会資本整備総合交付金や防災・安全交付金等を活用しながら、下水道施設の適切な維持管理により公共水域の保全を図る。
事業名称	○下水道ストックマネジメント計画事業
交付金・補助金名称	○社会資本整備総合交付金 ○防災・安全交付金

④農業集落排水施設の整備等

脆弱性評価	○農業集落排水施設の整備計画による整備は、全て完了しているが、加入率が低迷しているため加入促進を図ると共に、供用開始後 20 年経過する施設もあるため適切な維持管理を行う必要がある。
推進方針	●公共水域保全、農業用水の保全のためにも、湯川村住まいづくり支援事業補助金や湯川村住環境整備助成事業などを活用しながら加入促進に努める。 ●施設の適正な維持管理に関しては、農業集落排水施設最適整備構想に基づいた施設管理に努める。

⑤単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換促進

脆弱性評価	○本村における単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換については、個人設置型のため過疎化・少子化・経済的事由等により、なかなか進まない状況にあるが、公共水域保全のため、湯川村浄化槽設置整備事業補助金等により転換促進を図っていく必要がある。
推進方針	●公共水域保全のため、国・県補助金を活用した湯川村浄化槽設置整備事業補助金の周知強化や充実により、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換促進を図っていく。

⑥家畜伝染病対策の充実・強化

脆弱性評価	○大規模自然災害時においても家畜伝染病の発生予防・まん延防止対策を迅速かつ的確に行うため、初動防疫に必要な資材の備蓄、防疫演習等を実施しており、今後も引き続き、関係機関との緊密な連携の下、家畜防疫体制の強化を図る必要がある。
推進方針	●家畜伝染病の発生予防・まん延防止対策を迅速かつ的確に行うため、今後も引き続き、関係機関との緊密な連携の下、連絡体制の強化や初動マニュアルの作成等の家畜防疫体制の強化を推進していく。

2-4 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の健康状態の悪化・死者の発生

①避難行動要支援者対策の推進

脆弱性評価	○高齢者、障がい者などの要配慮者は、災害情報の受理・認識、避難行動、避難所における生活等の場面で困難に直面することが予想され、要配慮者に対する防災対策が重要な課題となっている。 ○要配慮者を把握するため、避難行動要支援者名簿を作成しており、避難行動要支援者名簿については、支援者への名簿提供の同意の対策や個別避難計画の作成が必要である。 ○浸水想定区域内の要配慮者利用施設について、湯川村地域防災計画に反映させ、避難確保計画の作成支援が必要である。
推進方針	●各関係機関と連携した、避難行動要支援者の避難を想定した訓練等に取り組む。 ●避難行動要支援者名簿の整理・更新と名簿提供の同意について、対策の検討を進める。また、民生委員や行政区長、消防団等と連携した個別計画の作成に取り組む。 ●浸水想定区域内の要配慮者利用施設については、湯川村地域防災計画への反映や避難確保計画の作成支援を行っていく。

②避難所の充実・確保

脆弱性評価	○村内においては、ほぼ全域が浸水想定区域となっており、個別避難計画の作成と早めの避難に対する住民理解が必要である。 ○災害発生時の初動マニュアル、避難所運営マニュアルの作成が必要である。 ○避難所の充実を図るため、情報通信設備や非常用電源等の設備、備蓄品の整備
-------	--

	充実を図る必要がある。
推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ●地域住民と協議しながら、地区ごとの避難計画の作成を促進していく。 ●災害発生時の職員初動マニュアル、避難所運営マニュアルの作成・見直しに取り組む。 ●避難所の充実を図るため、情報通信設備や非常用電源等の設備、備蓄品の整備充実を推進していく。

③福祉避難所の充実・確保

脆弱性評価	<ul style="list-style-type: none"> ○災害時における要配慮者の確実な避難行動を確保するため、福祉避難所の確保・充実が求められている。 ○避難所運営マニュアルの作成が必要である。
推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ●社会福祉法人などと連携を図り、避難者の受入方法や受入態勢、移動手手段などの体制整備に取り組む。 ●災害発生時の避難所運営マニュアルの作成・見直しに取り組む。

(3) 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

①業務継続に必要な体制の整備

脆弱性評価	<ul style="list-style-type: none">○業務継続計画（BCP）の策定が求められており、計画に基づいた体制の確立や訓練の実施等が必要である。○防災拠点施設の電気や水道等のバックアップ機能の充実を図る必要がある。○行政業務の継続のため、行政システムのバックアップ体制の整備を図っていく必要がある。
推進方針	<ul style="list-style-type: none">●業務継続計画（BCP）の策定に取り組み、計画に基づいた体制の確立や訓練を実施していく。●防災拠点施設の電気や水道等のバックアップ機能の充実を図る。●行政業務の継続のため、行政システムのバックアップ体制の整備を図る。

②受援体制の整備

脆弱性評価	<ul style="list-style-type: none">○大規模災害時に、職員や施設の被災により、絶対的な人手不足に陥った場合の、他自治体からの派遣職員等の受け入れについて、湯川村地域防災計画や業務継続計画、受援計画等で定め、十分に機能を発揮することのできる受援体制の確立が必要である。
推進方針	<ul style="list-style-type: none">●湯川村地域防災計画における受援体制の見直し及び業務継続計画や受援計画の策定により、受援体制の整備・強化に取り組む。

③防災拠点施設の機能確保・強化

脆弱性評価	<ul style="list-style-type: none">○村災害対策本部の設置場所となる役場庁舎及び代替施設（湯川村体育館・湯川村公民館）や避難所の非常用電源設備の整備など施設の機能確保・強化を図っていく必要がある。
推進方針	<ul style="list-style-type: none">●村災害対策本部の設置場所となる役場庁舎及び代替施設（湯川村体育館・湯川村公民館）や避難所等の非常用電源設備の整備などにより、各施設の機能確保・強化を図っていく。

④訓練実施等による防災関係機関との連携体制及び災害対応力の強化

脆弱性評価	<ul style="list-style-type: none">○国、県、村、警察、消防、自衛隊などの防災関係機関や地元消防団、自主防災組織等が相互の連携及び災害対応力を強化するとともに、地域住民の防災意識の高揚と地域防災力の向上を図るため、会津地方総合防災訓練や村防災訓
-------	--

	練等、様々な避難訓練や情報伝達訓練を実施していく必要がある。
推進方針	●大規模災害が発生した場合であっても迅速かつ確かな災害対応を実現するため、実施した訓練における課題等を把握し、必要な見直しを積み重ねていくことにより、関係機関の連携体制及び災害対応力の強化を推進していく。

⑤大規模災害時等における広域応援体制の充実・強化 【再掲2-1-⑤】

脆弱性評価	○大規模災害等が発生し、単独では十分な応急措置が実施できない場合に備え、近隣町村等との相互応援協定や広域応援協定等を締結し、人的・物的支援についての広域応援体制の整備促進が必要である。 ○大規模災害時の応援要請や職員派遣の円滑な対応を行うため、受援計画や地域防災計画の見直しに取り組んでいく必要がある。
推進方針	●近隣市町村等との相互応援協定や広域応援協定等を締結し、人的・物的支援についての広域応援体制の整備促進に取り組む。 ●応援要請や職員派遣の円滑な対応を行うため、受援計画や地域防災計画の見直しに取り組んでいく。

⑥電力関係事業者との連携強化

脆弱性評価	○東北電力ネットワーク株式会社社会津若松電力センターと「災害時の協力に関する協定」を締結し、避難所等の重要施設情報の共有を図り、被災施設の電力復旧の支援を要請することとしており、引き続き情報共有や情報連絡体制の強化を図っていく必要がある。
推進方針	●協定に基づいた情報共有と情報連絡体制の更なる強化を図り、村防災訓練等の実施・参画により連携を深めていく。

(4) 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

①防災拠点施設の機能確保・強化 【再掲3-1-③】

脆弱性評価	○村災害対策本部の設置場所となる役場庁舎及び代替施設（湯川村体育館・湯川村公民館）や避難所の非常用電源設備の整備など施設の機能確保・強化を図っていく必要がある。
推進方針	●村災害対策本部の設置場所となる役場庁舎及び代替施設（湯川村体育館・湯川村公民館）や避難所等の非常用電源設備の整備などにより、各施設の機能確保・強化を図っていく。

②情報システムの業務継続体制（ICT-BCP）の強化

脆弱性評価	○大規模災害等が発生した場合であっても、重要業務に係る情報システムを中断させず、また、中断に至ったとしてもできるだけ早く復旧させるため、「業務継続計画（ICT部門）」の策定が必要である。 ○保守運用管理体制の確保及び老朽化した機器の更新等により、情報通信ネットワークの安定稼働の維持が必要である。 ○情報システムの中核となる役場庁舎の非常用電源設備設置により、行政システムに係る電源の確保を図る必要がある。
推進方針	●「業務継続計画（ICT部門）」の策定に取り組み、保守運用管理体制の確保及び老朽化した機器の更新等により、情報通信ネットワークの安定稼働の維持を図っていく。 ●保守運用管理体制の確保及び老朽化した機器の更新等により、情報通信ネットワークの安定稼働を図っていく。 ●役場庁舎非常用電源設備設置により、行政システムに係る電源の確保を図る。

③情報通信設備の耐災害性の強化

脆弱性評価	○地震等自然災害により、停電が発生した場合でも情報通信設備が停止しない体制を構築する必要があり、情報発信の拠点施設となる役場本庁舎の非常用電源設備の維持管理が必要である。
推進方針	●地震等自然災害が発生した場合でも情報通信設備が停止しないよう、情報発信の拠点施設となる役場本庁舎の非常用電源設備の維持管理や情報伝達手段の多重化を図り、情報通信設備の耐災害性の強化を推進していく。

④多様な通信手段の確保

脆弱性評価	<p>○村が発表する災害関連情報等を各テレビやホームページなどの各メディアへ配信し閲覧することができる、災害情報共有システム（Ｌアラート）の運用について、県との連携のもと、引き続き取り組む必要がある。</p> <p>○携帯電話事業者との契約に基づく緊急速報メールの配信やホームページを活用した情報発信に引き続き取り組む必要がある。</p> <p>○防災行政無線設置工事が令和２年度に竣工し、村内全世帯に戸別受信機を設置し、村公式ホームページや登録制メールの連携配信を実施しているが、更なる伝達手段の多重化に取り組む必要がある。</p> <p>○村災害対策本部で地域住民等からの被災情報がリアルタイムで入手できる情報提供システムの構築を検討する必要がある。</p>
推進方針	<p>●住民が多種多様なツールで災害情報が入手できるよう、情報伝達手段の多重化の促進に取り組む。</p> <p>●村災害対策本部で地域住民等からの被災情報をリアルタイムで入手できる情報提供システムの構築を検討する。</p>

４－２災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

①住民等への情報伝達体制の強化

脆弱性評価	<p>○村が発表する災害関連情報等を各テレビやホームページなどの各メディアへ配信し閲覧することができる、災害情報共有システム（Ｌアラート）の運用について、県との連携のもと、引き続き取り組む必要がある。</p> <p>○携帯電話事業者との契約に基づく緊急速報メールの配信やホームページを活用した情報発信に引き続き取り組む必要がある。</p> <p>○防災行政無線設置工事が令和２年度に竣工し、村内全世帯に戸別受信機を設置し、村公式ホームページや登録制メールの連携配信を実施しているが、更なる伝達手段の多重化に取り組む必要がある。</p> <p>○村災害対策本部で地域住民等からの被災情報がリアルタイムで入手できる情報提供システムの構築を検討する必要がある。</p>
推進方針	<p>●住民が多種多様なツールで災害情報が入手できるよう、情報伝達手段の多重化の促進に取り組む。</p> <p>●村災害対策本部で地域住民等からの被災情報をリアルタイムで入手できる情報提供システムの構築を検討する。</p>

②道路情報提供装置等の整備

脆弱性評価	○道路情報提供装置等の新設について検討が必要である。
推進方針	●道路情報提供装置の新設についての検討を進めるほか、村防災行政無線や村防災行政情報アプリ・メール配信システムの活用を図っていく。

③在留外国人に対する多言語による情報提供

脆弱性評価	<p>○在留外国人及び訪日外国人旅行者からの相談等に適切に対応するため、多言語による緊急避難マップの作成や相談員・通訳員の配置による多言語サービスの提供が必要である。</p> <p>○言語面での災害時の要配慮者となる可能性があることから、大規模災害が発生した場合においても外国語による正確な情報提供や相談対応を継続して行えるよう、関係機関と連携して取り組んでいく必要がある。</p> <p>○外国人の円滑な避難行動を推進するため、多言語に対応した、まるごとまちごとハザードマップの整備を検討する必要がある。</p>
推進方針	<p>●多言語による緊急避難マップの作成や在留外国人及び訪日外国人旅行者に対しての相談員・通訳員の配置による多言語サービスにより、災害への不安解消を図る。</p> <p>●多言語での防災情報入手のため、防災拠点施設や避難所、民間事業所を含めた観光施設等の情報通信設備の強化を図る。</p> <p>●外国人の円滑な避難行動を推進するため、多言語に対応した、まるごとまちごとハザードマップの整備を検討していく。</p>

④訓練実施等による防災関係機関との連携体制及び災害対応力の強化 【再掲3-1-4】

脆弱性評価	○国、県、村、警察、消防、自衛隊などの防災関係機関や地元消防団、自主防災組織等が相互の連携及び災害対応力を強化するとともに、地域住民の防災意識の高揚と地域防災力の向上を図るため、会津地方総合防災訓練や村防災訓練等、様々な避難訓練や情報伝達訓練を実施していく必要がある。
推進方針	●大規模災害が発生した場合であっても迅速かつ的確な災害対応を実現するため、実施した訓練における課題等を把握し、必要な見直しを積み重ねていくことにより、関係機関の連携体制及び災害対応力の強化を推進していく。

⑤自助・共助の取組促進

脆弱性評価	○災害による被害を軽減するためには、一人一人が自分の身を守る「自助」の取り組みと地域の協力・助け合いによる「共助」の取り組みを促進していく必要がある。
-------	---

	○地域の防災活動におけるリーダーを育成し、地域における「共助」の促進を図る必要がある。
推進方針	<p>●災害による被害を軽減するためには、一人一人が自分の身を守る「自助」の取り組みと地域の協力・助け合いによる「共助」の取り組みを促進し、連携を強めることが重要となることから、自助・共助に関する情報発信や区長会等での防災講座、出前講座の実施に取り組んでいく。</p> <p>●地域の防災活動におけるリーダーを育成し、村民の自助・共助に関する理解を深め、家庭における非常用品の備蓄や地域の防災行事への参加など、自助・共助の取り組みを促進していく。</p>

⑥自主防災組織等の強化

脆弱性評価	○自主防災組織は、地域住民が「自らの命と地域は自分たちで守る」という意識の下、行政区や事業所単位で結成され、積極的な防災活動への取り組みにより機能強化が図られ、地域住民の防災意識の高揚が期待されており、組織の設立や運営強化に対しての支援等に取り組む必要がある。
推進方針	●村内における自主防災組織の設置数は少なく、地域防災力の向上を図るため、自主防災組織の設立や運営に対しての支援や、訓練の実施など組織強化の協力について促進していく。

⑦東日本大震災・原子力災害を踏まえた防災教育の推進

脆弱性評価	○児童・生徒が地域の自然環境を踏まえた災害や防災について正しい知識を身に付け、災害発生時における危険を理解し、状況に応じた的確な判断の下に、自らの安全を確保するための行動ができ、また、進んで他の人々や集団、地域の安全に役立つことができる態度及び能力を育成するため、防災教育の推進に努める必要がある。
推進方針	<p>●家庭や地域社会の理解・協力を得ながら、東日本大震災・原子力災害の経験を踏まえた防災教育を推進していく。</p> <p>●防災教育の授業の充実に努めていく。</p>

⑧学校における災害対応行動マニュアルの作成支援

脆弱性評価	○災害発生時における児童・生徒の安全を確保し、適切な避難行動等が取れるよう、各学校において災害対応に係る行動マニュアルを作成することが必要である。
推進方針	●関係機関と連携しながら、施設・設備の点検、避難訓練や防災教育の実施、関係者による情報・連絡体制の確認等の平常時の防災活動をとおした、実効性の

高い各学校における災害対応行動マニュアルの作成に取り組む。

(5) 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下、経済活動の停滞

①企業の事業継続計画（BCP）策定の促進

脆弱性評価	○災害発生後の経済活動に大きな影響を与え復旧や復興を遅らせる状況を免れるために、企業ごとにBCP策定を促進していく必要がある。
推進方針	●BCP策定への意識向上と策定支援が必要であり、税制措置や金融支援を受けられることができる国認定制度の周知等、国・県と連携して策定啓発を図る。

5-2 食料等の安定供給の停滞

①食料生産基盤の整備

脆弱性評価	○食料生産基盤である農地は、雨水を一時的に貯留する働きや下流域への土壌流出を防ぐ働きなどの多面的機能を有しており、耕作放棄による農地の荒廃は、自然災害時の被害拡大のリスクを増加させることから、圃場の区画整理による食料生産基盤の整備に取り組む必要がある。 ○食料供給を安定的に行うという重要な役割を担うことが求められており、農地や農業水利施設等の生産基盤の整備を着実に推進する必要がある。
推進方針	●安定的かつ効率的な営農の推進に向けて、農地や農業水利施設等の生産基盤の整備を進めるとともに、耕作放棄地・遊休農地対策を着実に推進していく。

②農業水利施設の適正な保安全管理

脆弱性評価	○農業水利施設の多くは、既に耐用年数を経過し、老朽化による機能低下が進んでいる。また、高齢化や農業所得の低下による農家の減少により、施設管理体制に弱体化の傾向があり、農業水利施設の維持管理が課題となっている。 ○災害の発生に備え、農業水利施設の多面的機能が十分に発揮されるよう、各施設管理者による適正な施設診断の実施や施設管理体制の強化を進め、防災・減災に配慮したストックマネジメントの推進及び適正な維持管理等により、安全安心な農業基盤づくりを進めていく必要がある。
推進方針	●多面的機能支払交付金事業の活用により農業施設の修繕改修を促進する。 ●各施設管理者による適正な施設診断の実施や施設管理体制の強化を進め、防災・減災に配慮したストックマネジメントの推進及び適正な維持管理等により、安全安心な農業基盤づくりを促進する。

5-3 異常渇水等により用水の供給の途絶

① 渇水時における情報共有体制の確保

脆弱性評価	<p>○本村の水道水は地下水であるが、異常気象等における影響が生じる場合には、渇水状況を把握し、関係者との情報共有を緊密にし、住民への節水の呼びかけの広報等、適切な渇水対策を講じる必要がある。</p> <p>○いざ渇水が発生したとしても迅速かつ的確な初動対応を実現できるよう、日頃から渇水対策関係者による情報共有体制の強化に向けて取り組んでいく必要がある。</p> <p>○渇水時における、応急給水体制等の充実強化を図るため、県や近隣市町村との広域的な防災連絡体制の整備を検討していく必要がある。</p> <p>○既存の井戸の渇水に備えた予備水源の確保を検討する必要がある。</p>
推進方針	<p>●渇水等が危惧される場合は、関係者との情報共有を緊密にし、住民への節水の呼びかけの広報等、適切な渇水対策を講じる必要がある。</p> <p>●渇水発生時においては、迅速かつ的確な初動対応を実現できるよう、日頃から渇水対策関係者による情報共有体制の強化に向けて取り組んでいく。</p> <p>●渇水時における、応急給水体制等の充実強化を図るため、県や近隣市町村との広域的な防災連絡体制の整備を検討していく。</p> <p>●既存の井戸の渇水に備えた予備水源の確保を検討する。</p>

② 農業用水の渇水対策

脆弱性評価	<p>○異常渇水の発生時又は発生する恐れがある場合においては、農業用水の計画的な配水・節水などの対策を適切に実施するとともに、土地改良区との連携を図り、状況把握と連絡体制の確認を行う必要がある。</p>
推進方針	<p>●土地改良区との連携を図り、関係機関との情報共有や連携対応に係る体制の強化を図り農業用水の渇水対策の充実に向けて取り組みを促進する。</p>

(6) ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早急に復旧させる

6-1 電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の停止

①村の要請に基づく避難所等へのLPガス供給

脆弱性評価	○速やかにエネルギーの確保が行えるよう、LPガス供給事業者との協定締結により、確実な供給体制の構築や速やかな復旧への備えに取り組む必要がある。
推進方針	●エネルギー供給事業者との協定締結により、避難所や防災拠点施設への速やかなエネルギー供給や復旧に対応できる体制の構築を図る。

②電力関係事業者との連携強化 【再掲3-1-⑥】

脆弱性評価	○東北電力ネットワーク株式会社社会津若松電力センターと「災害時の協力に関する協定」を締結し、避難所等の重要施設情報の共有を図り、被災施設の電力復旧の支援を要請することとしており、引き続き情報共有や情報連絡体制の強化を図っていく必要がある。
推進方針	●協定に基づいた情報共有と情報連絡体制の更なる強化を図り、村防災訓練等の実施・参画により連携を深めていく。

③再生可能エネルギーの導入拡大

脆弱性評価	○大規模災害発生時においても生活・経済活動に必要なエネルギーを確保するため、再生可能エネルギーをはじめとした自家消費型の電力創出・供給システムの導入促進が必要であり、湯川村住宅用太陽光発電システム設置費補助金により太陽光発電システムの設置に対し引き続き支援を行っていく必要がある。 ○役場庁舎、小学校、道の駅で太陽光発電システムを導入しており、引き続き防災拠点施設や避難所等の公共施設への再生可能エネルギーシステム導入を検討していく必要がある。
推進方針	●再生可能エネルギーをはじめとした自家消費型の電力創出・供給システムの導入促進のため、湯川村住宅用太陽光発電システム設置費補助金により導入の支援を行っていく。 ●災害発生時に自立的なエネルギーとして利用できるようにするため、防災拠点施設や避難所、一般住宅への太陽光発電等の再生可能エネルギー発電設備の導入を促進する。

6-2 上下水道等の長期間にわたる機能停止

① 上水道施設の防災・減災対策 【再掲2-1-②】

脆弱性評価	<p>○大規模災害が発生した場合でも、水道の給水機能を発揮できるよう施設の維持管理・修繕改良により、水道の基盤強化と適切な管理に取り組む必要がある。</p> <p>○災害時にゆるぎない水道事業を展開するためにも他市町村及び関係機関・水道事業者と水道事業継続のための組織づくりをしていく必要がある。</p>
推進方針	<p>●大規模災害が発生した場合でも、水道による給水機能を確保するため、将来的な水需要等を踏まえた水道施設の耐震化や改良・更新による、適切な維持管理を計画的に推進していく。</p> <p>●災害時水道機能を維持するために、他市町村及び関係機関、近隣関係事業者との協力体制の構築に努める。</p>

② 下水道業務継続計画（BCP）の策定・推進 【再掲2-3-②】

脆弱性評価	○下水道業務が滞らないように下水道業務継続計画を策定し、随時、現状に合わせた見直しを行っていく必要がある。
推進方針	●湯川村下水道業務継続計画に基づく訓練等を充実させ、対応従事者のレベルアップに努める。また、現状に合わせて随時見直しを行っていく。

③ 下水道施設の維持管理 【再掲2-3-③】

脆弱性評価	○経年劣化により突発的な故障が増えてきており、電気設備等の大規模改修等も控えているため、湯川村下水道ストックマネジメント計画を適宜見直し、計画的な施設修繕が必要である。
推進方針	●湯川村下水道ストックマネジメント計画等を適宜見直し、社会資本整備総合交付金や防災・安全交付金を活用しながら、下水道施設の適切な維持管理により公共水域の保全を図る。
事業名称	○下水道ストックマネジメント計画事業
交付金・補助金名称	○社会資本整備総合交付金 ○防災・安全交付金

④ 農業集落排水施設の整備等 【再掲2-3-④】

脆弱性評価	○農業集落排水施設の整備計画による整備は、全て完了しているが、加入率が低迷しているため加入促進を図ると共に、供用開始後20年経過する施設もあるため適切な維持管理を行う必要がある。
-------	---

推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ●公共水域保全、農業用水の保全のためにも、湯川村住まいづくり支援事業補助金や湯川村住環境整備助成事業などを活用しながら加入促進に努める。 ●施設の適正な維持管理に関しては、農業集落排水施設最適整備構想に基づいた施設管理に努める。
------	---

⑤単独処理浄化槽からの合併処理浄化槽への転換促進 【再掲2-3-⑤】

脆弱性評価	○本村における単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換については、個人設置型のため過疎化・少子化・経済的事由等により、なかなか進まない状況にあるが、公共水域保全のため、湯川村浄化槽設置整備事業補助金等により転換促進を図っていく必要がある。
推進方針	●公共水域保全のため、国・県補助金を活用した湯川村浄化槽設置整備事業補助金の周知強化や充実により、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換促進を図っていく。

6-3 地域交通ネットワークが分断する事態

①幹線道路の整備

脆弱性評価	○避難対策や物流輸送に必要な防災拠点を結ぶ幹線道路として、国道49号、国道121号、主要地方道会津坂下川東線、県道熊ノ目浜崎線、県道浜崎高野会津若松線がある。国道については、二車線道路で幅員も確保されているが、主要地方道及び県道においては凍結によるスリップ事故の発生や降雪によるスタックが発生している箇所もあり、改善が必要とされている。その他、重要な生活路線については随時、改良修繕の施工検討を進める必要がある。
推進方針	●国・県と連携し災害に強い道路の整備と事業の加速化を図っていく。その他、重要な生活路線については随時、改良修繕の施工検討を進めていく。

②緊急輸送道路の防災・減災対策 【再掲2-1-⑥】

脆弱性評価	○湯川村地域防災計画において、国道49号（会津若松市境～会津坂下町境）、国道121号（会津若松市（旧河東町）境～喜多方市（旧塩川町）境）、主要地方道会津坂下河東線（国道49号～会津若松市（旧河東町）境）、県道浜崎高野会津若松線（会津若松市境～喜多方市（旧塩川町）境）、県道熊ノ目浜崎線（会津坂下河東線～浜崎高野会津若松線）、村道浜崎高瀬笈川線（浜崎高野会津若松線（浜崎）～浜崎高野会津若松線（笈川））、村道笈川・堂畑西線（浜崎高野会津若松線～会津坂下塩川線）、村道勝常・王領線（熊ノ目浜崎線～会津若松
-------	--

	<p>市（旧河東町）境）、村道亀ヶ代中ノ目線（会津坂下河東線～国道 49 号線）、村道長瀬中線（湯川駐在所前～湯川村デイサービスセンター前）、村道長瀬南線（湯川村役場前～会津よつば農業協同組合湯川支店前）を緊急輸送路として指定している。国道及び県道については、二車線道路で幅員も確保されているが、主要地方道や県道では凍結によるスリップ事故の発生や、降雪によるスタックが発生している箇所があるため改善が求められている。村道については、一部区間で狭隘な箇所があり、緊急時の通行に支障をきたす恐れがあり改善が求められている。その他、重要な生活路線については随時、改良修繕の施工検討を進める必要がある。</p>
推進方針	<p>●国道及び県道については、今後も国県と連携し災害に強い道路の整備と事業の加速化を図っていく。村道については、地形や建築物等により道路の拡幅が難しいため、消雪施設・安全施設等の維持管理を中心に通行の安全安心の確保に取り組んでいく。その他、重要な生活路線については随時、改良修繕の施工検討を進めていく。</p>

③迂回路となり得る農道の整備 【再掲 2-1-⑦】

脆弱性評価	<p>○農道は、大規模災害の発生時において、基幹交通の寸断に伴う輸送機能の停止や孤立集落の発生を回避するための代替輸送路・迂回路としての役割が期待できることから、引き続き、防災・減災の観点からも必要な農道について計画的に整備していく必要がある。</p> <p>○農作業の利便性向上、農産物流通の効率化、生活環境の向上等を図るため、計画的な農道の整備に取り組む。</p>
推進方針	<p>●災害時の代替輸送路・迂回路としての役割が期待できるため、計画的な農道の整備を促進する。</p>

④橋梁施設の耐震対策等 【再掲 1-1-⑥】

脆弱性評価	<p>○湯川村橋梁長寿命化計画を策定し、平成 26 年度から令和 4 年度までの 8 年間で、村内全 19 橋の点検を行った結果、判定Ⅲ（早期措置段階）が 3 橋あり、計画的な修繕に取り組んでいく必要がある。（修繕済み 4 橋梁 判定Ⅲ 3 橋の内 2 橋をボックスガートに機能縮小）</p> <p>○修繕計画による長寿命化と、定期的な点検に引き続き取り組んでいく必要がある。</p>
推進方針	<p>●湯川村橋梁長寿命化計画に基づき、緊急性の高い橋梁から計画的に修繕に取り組む長寿命化の促進と定期的な点検により、安全かつ円滑な交通の維持を図っていく。</p>

事業名称	○橋梁長寿命化修繕事業
交付金・補助金名称	○道路メンテナンス事業補助

⑤道路の防雪施設の整備 【再掲 1-4-②】

脆弱性評価	<p>○村道及び県委託による国県道の消雪設備の維持管理に引き継ぎ取り組む必要がある。(一部を近隣の村民へ委託しており、民間委託についても検討が進める必要がある。)</p> <p>○村道消雪施設については老朽化による不具合や、地下水量の変化に伴う揚水量不足等が発生しており、施設の修繕や更新には多大な予算も伴うため、計画的な改修が必要である。国県道の消雪施設についても同様であり、要望活動等により県と連携し事業に取り組む必要がある。</p> <p>○新たに県道から村道へ移管される区間で、県が整備した消雪施設が水利等の問題により十分な機能を果たせていない箇所があるため、対応が必要とされている。</p>
推進方針	<p>○安全で円滑な道路環境を確保するため、村道における散水・無散水消雪施設の新設や、老朽化した施設の改修に計画的に取り組んでいく。また、国県道については、関係機関との連携を強化し、施設の新設や改修に取り組んでいく。</p>

⑥道路の除雪体制等の確保 【再掲 1-4-③】

脆弱性評価	<p>○除雪作業員を雇用し村道及び県道(県からの委託路線)の除雪を行い安全で円滑な道路環境の確保に取り組む必要がある。</p> <p>○近年の異常気象により爆弾低気圧に伴う豪雪となる状況が多発しており、早朝除雪も一部区間で遅れが発生してしまうこともあるため、体制強化の必要がある。</p> <p>○除雪作業員の高齢化等により、担い手不足が懸念されている。また、民間団体や企業への委託の検討も必要となってきた。</p> <p>○除雪機械の計画的な更新により、除雪体制の維持強化に取り組む必要がある。</p>
推進方針	<p>●安全で円滑な道路環境の確保のため、除雪作業員の確保等の除雪体制の強化に取り組む。</p> <p>●除雪作業員の高齢化により、担い手不足が懸念されるが、冬期間の雇用創出の観点からも若者の作業員の確保に努め、技能の伝承を図り、安全で円滑な道路環境の確保を推進していく。</p> <p>●著しく担い手が不足する場合は、民間団体や企業への委託について検討を進める。</p>

	●除雪機械や設備については、計画的な更新と、健全な維持管理により、除雪体制の維持強化を図っていく。
事業名称	○除雪機械購入
交付金・補助金名称	○社会資本整備総合交付金 ○防災・安全交付金

⑦鉄道施設の復旧・基盤強化

脆弱性評価	○大雨や大雪等による災害発生時の鉄道利用者の安全性の確保が最重要であり、自然災害に強い鉄道施設の整備について、鉄道事業者や県等と連携した取り組みが必要である。 ○救援物資等の大量輸送に必要な鉄道機能を維持するため、鉄道事業者による線路や高架、駅舎など鉄道施設の耐災害性の確保が必要である。
推進方針	○大雨や大雪等の自然災害で被災しても長期的な運休に陥らないよう、耐災害性の強い鉄道施設の整備について、鉄道事業者や県等と連携し要望活動等に取り組んでいく。

⑧地域公共交通の確保

脆弱性評価	○路線バス・タクシー等の地域公共交通は、日常的な通学、通院、買い物等の他、災害時には避難の際の重要な移動手段となる。また、地域の交流と地域コミュニティを支える生活基盤であることから、村民・交通事業者・行政が連携し、安心して住み続けられる便利で持続可能な公共交通網の形成に取り組んでおり、災害時においても公共交通を維持確保するため、交通事業者との連絡体制を強化する必要がある。
推進方針	●地域の実情に応じた村民・交通事業者・行政の連携による、安心して住み続けられる便利で持続可能な公共交通網の形成に取り組む。 ●災害時における公共交通手段を維持・確保するため、日ごろから交通事業者との情報共有を行い、連絡体制の強化を図る。

(7) 制御不能な複合災害・二次的災害を発生させない

7-1 ため池、防災インフラ、天然ダム（河道閉塞）等の損壊・機能不全による二次災害の発生

① 農業水利施設の適正な保全管理 【再掲5-2-②】

脆弱性評価	<p>○農業水利施設の多くは、既に耐用年数を経過し、老朽化による機能低下が進んでいる。また、高齢化や農業所得の低下による農家の減少により、施設管理体制に弱体化の傾向があり、農業水利施設の維持管理が課題となっている。</p> <p>○災害の発生に備え、農業水利施設の多面的機能が十分に発揮されるよう、各施設管理者による適正な施設診断の実施や施設管理体制の強化を進め、防災・減災に配慮したストックマネジメントの推進及び適正な維持管理等により、安全安心な農業基盤づくりを進めていく必要がある。</p>
推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ●多面的機能支払交付金事業の活用により農業施設の修繕改修を促進する。 ●各施設管理者による適正な施設診断の実施や施設管理体制の強化を進め、防災・減災に配慮したストックマネジメントの推進及び適正な維持管理等により、安全安心な農業基盤づくりを促進する。

② 河川管理施設の整備等 【再掲1-2-①】

脆弱性評価	○阿賀川及び日橋川において河道掘削や堤防の強化が行われており、引き続き関係機関（国・県等）との連携により事業の加速化を図っていく必要がある。
推進方針	●関係機関（国・県等）との連携強化により、計画的な河川改修や維持管理を推進していく。

7-2 有害物質の大規模拡散・流出

① 有害物質の拡散・流出防止対策の推進

脆弱性評価	○県や関係機関等と連携を密にして有害物質使用事業場における防災・減災対策に係る検討を深め、有害物質の流出、拡散防止対策を推進していく必要がある。
推進方針	●有害物質使用事業場における火災・減災に係る初期対応の推進を図るとともに有害物質の流出・拡散防止対策を推進するための体制の構築を図る。また、有害物質の取り扱い専門業者と収集・運搬・廃棄等について情報共有を図る。

②アスベスト使用被災建築物の適切な管理・解体

脆弱性評価	○災害発生時においては、アスベストの使用建築物が損壊・破損することに伴いアスベストが飛散・暴露する恐れがあり、本村では公共施設についてアスベストの使用調査を実施し、アスベストが検出された。現在は概ね除去完了したが、一部の公共施設や民間施設等において使用されている可能性もあり、非常時における適切な対応ができるよう体制の構築を図る必要がある。
推進方針	●県のアスベスト対応マニュアルに基づき、非常時においても適切な対応ができるよう体制の構築・強化を図る。

③PCB廃棄物の適正処理

脆弱性評価	○PCB廃棄物を迅速かつ適正に処理するとともに、処理完了までの間において本体・保管容器の転倒・漏洩防止対策等に留意した適正な保管が必要である。
推進方針	●PCB廃棄物の適正処理を周知していくと共に、災害時における漏洩防止対策を図っていく。

④工場・事業所におけるリスクコミュニケーションの実施

脆弱性評価	○地域へ及ぼす影響について、事業者の視点とは別の視点を取り入れ、住民とのコミュニケーションを図った事業活動が必要である。
推進方針	●県との情報共有を図り、事業実施により地域に影響をあたえるリスク情報を住民に提供し、より良い地域社会を創生するための体制構築を検討していく。

7-3 原子力発電所等からの放射性物質の放出及びそれに伴う被ばく

①原子力災害時避難対策の推進

脆弱性評価	○原子力災害の教訓を踏まえ、県と連携しながら、広域避難計画の具体化や各種訓練等の計画的な実施に取り組み、原子力防災体制の充実・強化を進めていく必要がある。
推進方針	●原子力災害の教訓を踏まえ、県と連携しながら、広域避難計画の具体化や各種訓練等の計画的な実施等に取り組み、原子力防災体制の充実・強化を図っていく。

②広域避難計画に基づく住民避難訓練の実施

脆弱性評価	○福島県原子力災害広域避難計画に基づいた訓練の実施と受け入れ体制の強化
-------	-------------------------------------

	が必要である。(湯川村を受入先とする市町村：いわき市(西方向))
推進方針	●福島県原子力災害広域避難計画に基づいた訓練の実施等により受入れ体制の強化を図る。

③関係機関・原子力事業者との情報連絡体制の充実・強化

脆弱性評価	○福島県総合情報通信ネットワークにより、関係機関との連絡体制を確保しており、適切な保守管理に努める必要がある。
推進方針	●県等の関係機関との連絡体制を確保するため、福島県総合情報通信ネットワーク機器の保守や更新について県と連携し取り組んでいく。

④放射線モニタリング体制の充実・強化

脆弱性評価	○公共施設や村の集会所等の放射線量測定や国のガイドラインに基づいた学校・保育所の給食、一般村民向けの農産物の放射線量測定による安全管理に引き続き取り組む必要がある。 ○放射線測定器の年1回の校正作業による適切な放射線量測定の実施に、引き続き取り組む必要がある。
推進方針	●放射線モニタリングについては、年1回の公共施設や各地区集会所の放射線量測定その他、学校・保育所給食や一般向けの食品中放射線量測定を関係機関と連携し継続的に実施していく。 ●放射線測定機器の、適切な維持管理に取り組んでいく。

⑤放射線物質に汚染された廃棄物の適正処理

脆弱性評価	○災害発生時の汚染廃棄物の処理に関しては関係機関と連携し適切な処理を図っていく必要がある。
推進方針	●関係機関と連携し適正な処理をしていくため、連絡体制の確認と適切な対応を検討し、実施していく。

⑥除染により発生した除去土壌等の適切な管理

脆弱性評価	○除染により発生した除去土壌等については、中間貯蔵施設に搬出するまで安全性を確保し、現場又は仮置き場等で遮蔽した状態で保管するなど適切な管理に努める必要がある。
推進方針	●放射性物質汚染対処特措法に基づき、除染により発生をした除去土壌については適切な処理を実施していく必要があり、関係機関と連携し、仮置場での保管や中間貯蔵施設への搬出など、安全性の確保に取り組んでいく。

⑦放射線等に関する正しい知識の普及啓発

脆弱性評価	○公共施設や集会所等の放射線量測定の結果について、村の広報等に掲載し、村民が正しく理解できるよう取り組む必要がある。
推進方針	●放射線量の測定を継続して行い、村民に公開するとともに正しい放射能に関する知識の普及啓発を実施していく。また、子供たちが放射線に関する基礎知識を持ち放射線等から身を守る実践力を身につけるための学習に取り組めるよう関係機関と連携を図る。

⑧様々な教育分野と関連した放射線教育の推進

脆弱性評価	○農作物の環境放射線モニタリングや甲状腺検査、福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取り組みなど、児童・生徒の身の回りで行われている復興に向けた様々な取り組みに目を向ける機会を通じて、児童・生徒が放射線等についての基礎知識を持ち、放射線等から身を守る実践力を身につけるため、問題解決的学習の実践や各種研修会における放射線教育等に取り組む必要がある。
推進方針	●児童・生徒の身の回りで行われている復興に向けた様々な取り組みに目を向ける機会を通じて、放射線等についての基礎知識を持ち、放射線等から身を守る実践力を身につけるため、問題解決的学習の実践や各種研修会における放射線教育等に取り組み、防災、環境、食育、健康、エネルギー、人権及び道徳などの各教育分野との関連を図りながら、子どもたちの未来を拓く放射線教育を推進していく。

7-4 農地の被害による荒廃

①農業・林業の担い手確保・育成

脆弱性評価	○農業担い手の経営所得安定対策や認定農業者及び新規就農者は増加傾向にあるものの、依然として農業者の高齢化や農業経営体数の減少、東日本大震災及び原子力災害の風評による営農意欲の減退等の課題が懸念されている。 ○自然災害の発生に備え、農地の多面的機能が十分に発揮されるよう、今後も引き続き、認定農業者・新規就農者の確保・育成や企業の農業参入支援を推進するとともに、農用地の利用集積や経営の規模拡大・効率化を促進し、経営基盤の強化を図ることによる営農再開や農業担い手の確保に取り組んでいく必要がある。
推進方針	●認定農業者・新規就農者の確保・育成や企業の農業参入支援を推進するとともに、農用地の利用集積や経営の規模拡大・効率化を促進し、経営基盤の強化を

	<p>図ることによる営農再開や農業担い手の確保の取り組みを推進する。</p> <p>●地域の特産である米の作付け推進による、農家の所得確保を図るとともに、経営安定対策や担い手の育成確保など、湯川村の農業の持続的な発展につながる取り組みを効果的に足進する。</p>
--	---

②鳥獣被害防止対策の充実・強化

脆弱性評価	<p>○近年、有害鳥獣の生息域が拡大傾向にある一方、対策に当たる人材が不足し、農作物等への被害増加が懸念される状況にある。</p> <p>○鳥獣被害を一因とする耕作放棄地の発生や遊休農地の荒廃等は、災害発生時における被害拡大のリスクを増加させる可能性もあることから、生息環境の管理、被害防除及び効果的な捕獲等を組み合わせた総合的な対策を推進するとともに、鳥獣被害防止対策を担う人材の育成に取り組み、関係機関が連携した鳥獣被害防止対策を強化していく必要がある。</p>
推進方針	<p>●有害鳥獣の生息環境の管理、被害防除及び効果的な捕獲等を組み合わせた総合的な対策を推進するとともに、鳥獣被害防止対策を担う人材の育成に取り組み、関係機関と連携した鳥獣被害防止対策を推進する。</p> <p>●鳥獣被害防止特措法に基づく湯川村鳥獣被害防止計画により、協議会や駆除隊を設置し、鳥獣被害防止対策のため、わな等の設置及び研修、狩猟免許取得者の増加に向けた支援を推進する。</p>

(8) 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

①災害廃棄物処理計画の策定・推進

脆弱性評価	<p>○大規模災害で大量に発生する災害廃棄物については、発災直後からの仮置場の設置、廃棄物の受け入れ、収集運搬、処理・処分などを円滑に進め、復旧・復興の妨げにならないようにすることが重要である。また、広域処理施設だけでは処理が困難な量の災害廃棄物が発生することも想定されるため、広域処理の体制を整える必要がある。</p> <p>○国の「災害廃棄物処理指針」に基づき「災害廃棄物処理計画」を策定し、国、県、関係機関との連携強化を図る必要がある。</p>
推進方針	<p>●国、県及び関係機関等との連携を図り、広域処理の体制を整備し災害廃棄物の処理体制の強化に取り組む。</p> <p>●「災害廃棄物処理計画」の策定に取り組む。</p>

②災害廃棄物等の処理・収集運搬体制の充実・強化

脆弱性評価	<p>○大規模災害発生時には、通常通りの廃棄物処理が困難となるとともに大量の廃棄物が発生することが見込まれるため、災害により発生したごみ、し尿及等の災害廃棄物の処分等を迅速・的確かつ適正に実施し、生活環境の保全、公衆衛生の確保、さらには被災地での応急対策や復旧・復興の円滑な実施を図るために、湯川村地域防災計画で廃棄物処理対策を計画しており、随時見直しに取り組む必要がある。</p> <p>○災害廃棄物の処理・収集運搬体制の充実・強化を進めるため、広域的に近隣市町村や民間事業者等の関係機関との災害廃棄物処理応援協定の締結について検討する必要がある。</p>
推進方針	<p>●大規模災害発生時の、大量の廃棄物やし尿及等の迅速・的確かつ適正に実施により、生活環境の保全、公衆衛生の確保、さらには円滑な応急・復旧対策を図るために、随時、湯川村地域防災計画による廃棄物処理対策計画についての見直しに取り組む。</p> <p>●災害廃棄物の処理・収集運搬体制の充実・強化を進めるため、県や会津若松地方広域市町村圏整備組合、民間事業者や関係機関と連絡体制の強化を図ると</p>

	ともに、近隣市町村や民間事業者等の関係機関との広域的な災害廃棄物処理 応援協定の締結について検討する。
--	--

8-2 復旧・復興を担う人材の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

①村への人的支援の要求

脆弱性評価	○国、県及び他の地方公共団体からの職員応援派遣の要請並びに受援体制の整備が求められている。
推進方針	●国、県及び他の地方公共団体からの職員応援派遣の要請と受援体制の確立が必要であり、体制のマニュアル化による行動の具体化と湯川村地域防災計画の見直し、受援計画の作成に取り組んでいく。

②復旧・復興を担う人材の育成

脆弱性評価	○近年各地で大規模自然災害が多発する事態となっており、更には職員及び建設事業者の減少も重なり、発注側も受注者も手が回らない状況となり、スピード感を持った復旧を行うことが困難な状況である。 ○職員が災害復旧事業を担うには、より多くの経験による知識の技術の取得が必要である。 ○測量設計業務を担う民間コンサル業者については、広域的な災害が発生すると多数の市町村の対応が必要となるため、人員不足に陥ることが危惧される。このことから、普段から情報共有し連携した取り組みができる体制構築が必要である。
推進方針	●国や県、市町村、建設事業者、建設コンサルタント等の災害復旧工事関係機関の全体的な人員不足を補うための広域的な連携による復旧体制の強化に努めていく。また、職員の専門的知識取得のための研修参加や適正配置等に取り組んでいく。

③災害時応援協定締結者との連携強化

脆弱性評価	○大規模災害発生時において、応急対策（被災状況の調査及び公共施設や道路等の応急復旧等）を迅速かつ効果的に行うため、湯川村建設関連業種協同組合と災害時応援協定を締結しており、引き続き協定締結の拡大や内容の具体化等による連携強化に取り組む必要がある。 ○近隣市町村との消防相互応援協定や災害相互応援協定を締結しており、引き続き協定締結の拡大や内容の具体化等による連携強化に取り組む必要がある
-------	--

推進方針	●災害応援協定に基づいた活動を防災訓練等に取り入れるなど、連携・強化に取り組むとともに、様々な災害に対応するために多様な相互応援協定を締結し体制強化を図っていく。
------	---

④災害・復興ボランティア関係団体との連携強化

脆弱性評価	○大規模な自然災害等が発生した場合であってもボランティアを円滑に受け入れ、ボランティアを必要とする作業内容や場所等の把握、災害ボランティアセンターの設置、ボランティアの活動調整等を適切に行うため、社会福祉協議会との連携を図る必要がある。
推進方針	●社会福祉協議会との連携強化に努めるとともに、県内のボランティア関係団体等とも連携を図り、災害・復興ボランティア受け入れ体制の充実・強化を図っていく。

8-3 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による 有形・無形の文化の衰退・損失

①地域コミュニティの再生・活性化

脆弱性評価	○地域コミュニティの崩壊は、日常生活に必要な基本的な生活機能も失いかねない懸念があることから、地域コミュニティの再生・活性化を図っていくことが求められる。
推進方針	●地域コミュニティの再生・活性化の中心となる人材の育成や地域の文化の伝承の支援に取り組んでいく。 ●地域コミュニティ拠点施設（地区集会所等）の適切な維持・管理・修繕の推進に取り組んでいく。

②被災者の生活再建支援

脆弱性評価	○被災者が各種支援制度を活用し、生活再建を進めていく上で様々な手続きが必要となるが、被災者の生活再建が少しでも円滑に進むよう、罹災証明書発行等の行政手続における被災者の負担を軽減することが求められる。
推進方針	●被災者の生活再建が少しでも円滑に進むよう、罹災証明書発行のオンライン化等の電子化に取り組み、行政手続における被災者の負担の軽減を図る。

③応急仮設住宅の確保

脆弱性評価	○中山間地域のため広い平地が少なく、大部分は農地となっており、応急仮設住
-------	--------------------------------------

	宅に適した土地の取得が困難な状況にある。
推進方針	●応急仮設住宅の建設には、学校校庭や運動公園、村営野球場を利用することが想定されるが、今後も関係機関との連携を図り取り組んでいく。

④文化財の保護

脆弱性評価	○文化財施設については、文化財パトロールや、文化財防火デー（毎年1月26日）に合わせた文化財防火訓練を関係機関と連携し実施しており、引き続き取り組んでいく必要がある。また、個々の管理状況を確認しながら所有者の防火・防災意識の高揚を図っていく必要がある。
推進方針	●文化財を安全に保護するため、文化財パトロールや文化財防火訓練の実施に取り組む他、防火・防災設備の整備に努めるとともに、個々の管理状況を確認しながら所有者の防火・防災意識高揚を図っていく。

8-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

①地籍調査の推進

脆弱性評価	○被災した道路の復旧や住宅の再建、仮設住宅用地の確保等を進めるうえで、地籍調査が未実施の場合、土地境界の復元を容易に行うことができず、境界確認に多くの時間と手間が必要となり、復旧・復興が遅れる要因となる。本村においては地籍調査を完了していないため、着実に調査を進める必要がある。
推進方針	●被災した道路の復旧や住宅の再建、仮設住宅の用地確保等を円滑に進められるよう、地籍調査を着実に実施する。
事業名称	○湯川村地籍調査事業
交付金・補助金名称	○地籍調査費負担金

8-5 風評等による地域経済等への甚大な影響

①風評等の防止に向けた適切な情報発信・販売対策等

脆弱性評価	○東日本大震災及び原子力災害の影響による風評払拭に向けて、放射線量検査や生産管理による安全・安心の確保と安全性のPRを行い、観光資源や農産物
-------	--

	<p>等の魅力について情報発信し観光振興に取り組む必要がある。</p> <p>○災害等発生に伴う消費者の誤認識や風評への過剰反応などにより、地域経済が甚大な影響を受けるという経験を踏まえ、正確な情報発信と、首都圏や交流自治体における物販事業や物産品取扱強化などの風評払拭に向けた取り組みが必要である。</p>
推進方針	<p>●首都圏や交流自治体を中心とした物販事業の実施やイベントへの参画により、安全性をPRした風評払拭に取り組む、観光資源や農作物、更には農商工が連携した6次化事業について魅力を発信し、観光客や交流人口の増加と村への滞在時間延長による個人消費額の拡大、更には農産物や6次化商品の販路拡大を図っていく。</p>

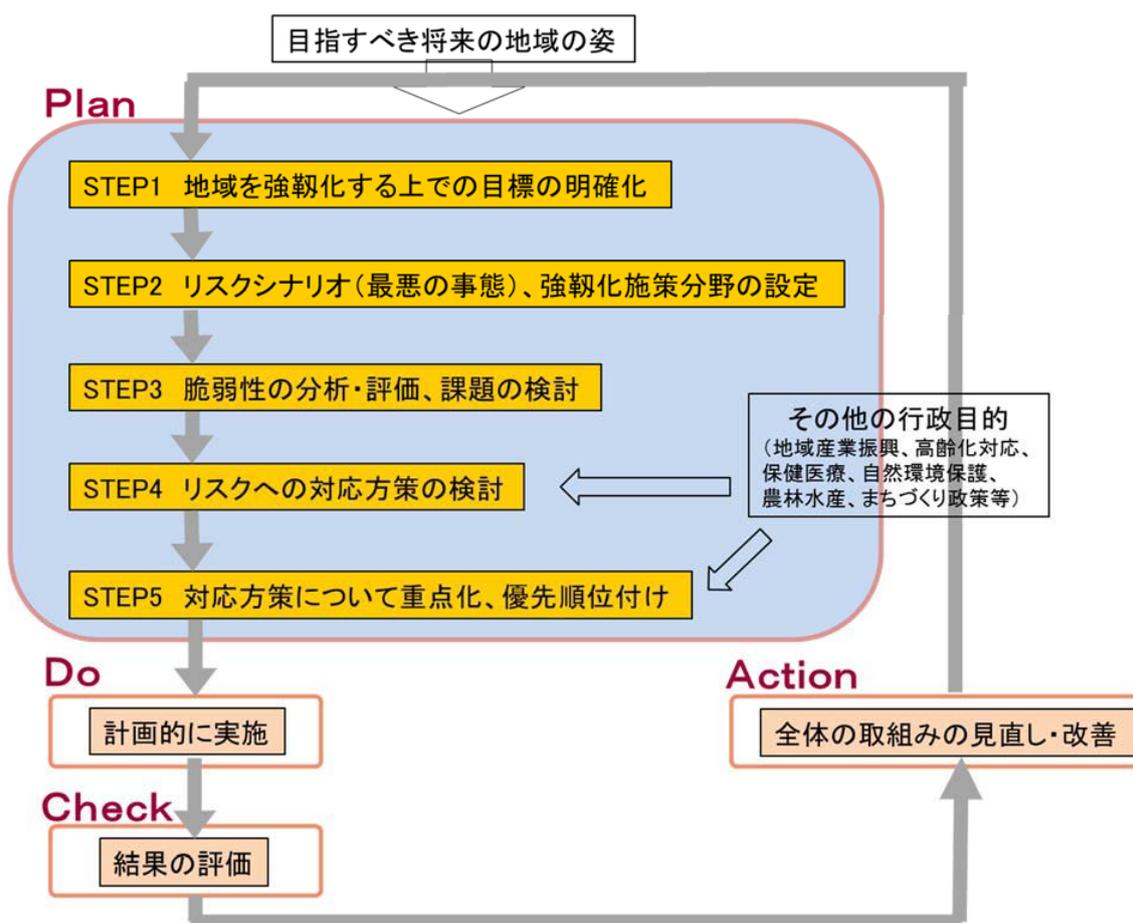
第5章 計画の推進

1 推進体制

本計画の推進については、庁内横断的な体制の下、国土強靱化に関する情報を共有し、強靱化施策に係る進捗状況や課題等を踏まえた計画見直しを検討するとともに、国、福島県、湯川村、関係機関、民間事業者等と緊密に連携・協力して「強くしなやかな、地域づくり」に取り組む。

2 進捗管理及び見直し

本計画に基づく強靱化施策の実効性を確保するため、強靱化施策の進捗管理を可能な限り定量的に行い、湯川村を取り巻く社会経済情勢の変化や湯川村における各種計画等との調和を勘案しつつ、PDCAサイクルによる見直しを適宜行うものとする。



湯川村国土強靱化地域計画

(令和5年3月)

湯川村 総務課

〒969-3593 福島県河沼郡湯川村大字清水田字長瀬 18 番地

電 話 : 0241-27-8800 F A X : 0241-27-3760

電子メール : soumu@vill.yugawa.fukushima.jp